

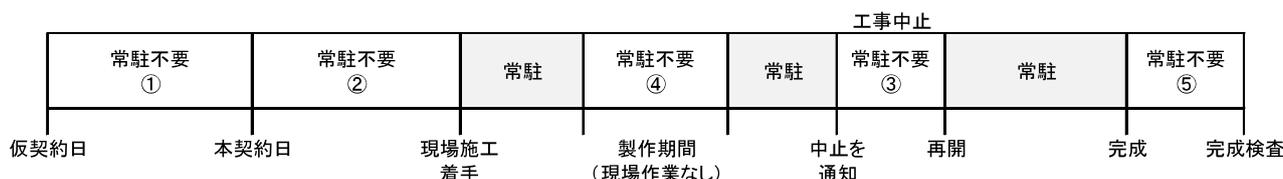
## 現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領の改正概要について

大和市の現場代理人の常駐義務緩和要件について、見直しを行いましたのでお知らせします。なお、現場代理人は工事現場への常駐が原則であり、要件を満たす場合にのみ常駐義務を緩和するものです。平成31年4月1日から次のとおり取り扱います。

### 常駐を要しない期間の新設

次の①～⑤の期間は、工事現場への常駐を要しない期間とします。「常駐を要しない」とは、工事現場に滞在する必要がなく、また他工事の兼任ができる期間（連絡員の配置も不要）とします。ただし、事前に受注者から市へ申し出があり、市が認めた場合に限ります。

- ①仮契約締結の日から本契約締結の日までの期間
- ②契約締結後、現場施工に着手する日の前日までの期間
- ③工事を全面的に一時中止している期間
- ④橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ⑤工事現場での作業が完了した日の翌日から完成検査の日までの期間



### 複数工事の兼任要件

大和市が発注する工事であって、入札公告の参加要件に兼任を認める旨の記載がある案件で、次の①及び②のいずれかに該当する工事は、複数の工事の現場代理人を兼任することができます。

- ①請負金額（税込み）が 4,500 万円（建築一式工事にあつては 9,000 万円）未満の工事
- ②大和市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領により、主任技術者の兼務が認められた工事

現場代理人 1 人につき 原則 2 件の工事の兼任を認めますが、受注者からの申し出があり、これまでの各工事の施工状況、進捗、管理状況等を総合的に判断して 市が問題ないと認めた場合に限り、3 件の工事の兼任を認めます。

複数工事を兼任する場合には、**連絡員を選定**し、工事現場との連絡体制を確実にしておく必要があります。現場代理人が 2 件の工事を兼任する場合には連絡員を 1 人、3 件の工事を兼任する場合には連絡員を 2 人選定してください。連絡員は、現場代理人が不在となる工事現場に常駐となりますので、選任にあつては **直接雇用している者であつて、建設業法に係る営業所の専任技術者でないこと** が条件となります（資格や経験等を有する必要はありません）。

## ★夜間工事を含む案件について

夜間工事を含む場合には、原則として入札公告時の参加要件を兼任不可とします。ただし、夜間工事期間が短いなどの案件は、市との協議により兼任を認める場合があります。また、当初昼間工事を予定していた工事が警察等との協議により夜間工事となった場合に、兼任配置を解除する場合がありますので、現場代理人の兼任にあたってはご注意ください。

## ★兼任が認められない場合

次の①又は②に該当する場合は、兼任配置は認められませんのでご注意ください。

- ①前年度及び当該年度中に完成した工事で、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であった受注者
- ②現施工中の工事の管理体制が良好でないなど兼任が適当でない受注者

## 工事を兼任する場合の手続きについて

兼任にあたっては、「現場代理人兼任届」の提出が必要となります。工事現場が同一となる複数の工事を兼任する場合には、連絡員の選定を不要としますが、いずれの場合でも「現場代理人等兼任届」の提出は、兼任する工事件数分の部数必要となります。今回の見直しに伴い、届出様式が変更となりましたのでご注意ください。

## ★提出書類

＜2件工事を兼任する場合＞ ※①～③を**2部**（同一現場の工事を兼任する場合は①のみ）

- ①様式第1号 現場代理人兼任届（2件兼任用）
- ②連絡員の経歴書
- ③連絡員の雇用関係を証明できる書類

＜3件工事を兼任する場合＞ ※①～③を**3部**（同一現場の工事を兼任する場合は①のみ）

- ①様式第1号 現場代理人兼任届（3件兼任用）
- ②連絡員2人分の経歴書
- ③連絡員2人分の雇用関係を証明できる書類

## 注意事項

- ・常駐を要しない期間においても、現場代理人は常に監督員と連絡が取れる体制としておくこと。
- ・特別な事情がない限り現場代理人の変更は認めませんが、連絡員の変更は可能です（複数工事の連絡員にはなれません。）。変更する場合は、現場代理人等兼任変更届の提出が必要です。
- ・兼任する複数の工事のうち、完成検査に合格した工事がある場合は、自動的に当該工事の兼任を解除したものとします。
- ・当初兼任配置を認めた工事であっても、工事の施工・管理状況、夜間工事期間等により兼任を解除し、各工事に現場代理人を専任で配置するよう求める場合があります。この場合には、速やかに現場代理人等変更届を提出してください。